

大陸棚と保存水域

— 海洋における公正な國際漁撈基準の要望 —

大 平 善 梧

- 一 大陸棚と保存水域の混淆
- 二 海洋の自由と大洋漁業
- 三 公正な國際漁撈基準の必要

一 大陸棚と保存水域の混淆

合衆國大統領トルーマンは、一九四八年九月二十八日、第二次世界大戰における勝利者として背光をあびつつ、公海の地位に對して重大な影響を及ぼす二つの宣言を同時に發表した。(註一)この二宣言の一つは大陸棚に關するものであり、他は漁業の保存水域に關するものである。この一文が、海洋漁業の公正慣行の問題に重點を置くために、ここでは後者の保存水域に關するトルーマン宣言の全文を、原文ならびに日本譯を並べて掲載し、立論を進めることとしよう。

公海の一定水域における沿岸漁業に關する大統領宣言（一九四五年九月二十八日）

數年來、合衆國政府は自國海岸に接續する水産資源の保護及び保全のための取極の不十分について憂慮してきたこと、並びにこのような事態がおそらくはひきおこすであろう不穩な結果に鑑み、この分野における保存措置及び國際協力の基礎たるべき管轄權を改善する可能性について慎重に研究してきたこと、及び

かかる水産資源は沿岸住民にとつては生計の源として、また國家にとつては食糧及び産業資源として特に重要であること、及び

新しい方法と技術の漸進的發達は廣汎な水域において漁撈を激烈ならしめることを助け、或る場合には漁場は重大な涸渇の脅威をこうむつてゐること、及び

それぞれの地域、場所に特有な事情並びに沿岸國と同水域において合法的な權益を設定してきたと思われるいかなる他の國家の特別な權利及び公平を當然尊重しながら、破壊的利用から沿岸漁業資源を保護する緊急の必要があること、以上の事由に基づいて、

私、合衆國大統領ハーリー・エス・トルドマンは、こゝに公海の一定水域における沿岸漁業に關してつぎの如き合衆國の政策を宣言する。

水産資源の保存と保護についての切迫した必要に鑑み、合衆國政府は、合衆國海岸に接續する公海の中で、相當規模の漁撈活動が従來開發されもしくは維持されてきたか又は將來開發され維持される區域に保存水域を設定することを適當と考える。これらの諸活動が米國民のみによつて従來開發され維持されてきたか又は今後にわたつて開發され維持されるであろう場所については、合衆國政府は、その中では漁撈活動が合衆國政府の統制と管理に服することになるべき明示的に境界を畫した保存水域を設定することを適當と考える。これらの諸活動が合法的に米國民と他の諸國の國民によつて共同に従來開發され維持されてきたか又は今後にわたつて開發され維持されるであろう場所については、明示的に境界を畫した保存水域が、合衆國とそれら他國との間の諸合意の下に設定され、それら水域におけるすべての漁撈活動は、これらの諸合意に規定される統制と管理に服することに

なる。上記の諸原則に従つて海岸の沖合に保存水域を設定するいかなる國家の權利も、かかる水域に存在するであらう米國民の漁業の利益に對して前記に對應する承認が與えられる限りにおいて、容認される。

これら保存水域が設定される區域の公海としての性質と、その區域における自由で無拘束の航海の權利は、この措置によつたならぬ影響をうけるものでない。

Proclamation by the President with respect to Coastal Fisheries in certain areas of the High Seas.

September 28, 1945.

Whereas for some years the Government of the United States of America has viewed with concern the inadequacy of present arrangements for the protection and perpetuation of the fishery resources contiguous to its coasts, and in view of the potentially disturbing effect of this situation, has carefully studied the possibility of improving the jurisdiction basic for conservation measures and international cooperation in this field; and

Whereas such fishery resources have a special importance to coastal community as a source of livelihood and to the nation as a food and industrial resource; and

Whereas the progressive development of new methods and techniques contribute to intensified fishing over wide sea areas and in certain cases seriously threatens fisheries with depletion; and

Whereas there is an urgent need to protect coastal fishery resources from destructive exploitation, having due regard to conditions peculiar to each region and situation and to the special rights and equities of the Coastal States and of any other states which may have established a legitimate interest therein;

Now, therefore, I, Harry S. Truman, President of the United States of America, do hereby proclaim the following policy of the United States of America with respect to coastal fisheries in certain areas of the high seas:

In view of the pressing need for conservation and protection of fishery resources, the Government of the United States regards it as proper to establish conservation zones in those areas of the high seas contiguous to the coasts of the United States wherein fishing activities have been or in the future may be developed and maintained on a substantial scale. Where such activities have been or shall hereafter be developed and maintained by its nationals alone, the United States regards it as proper to establish explicitly bounded conservation zones in which fishing activities shall be subject to the regulation and control of the United States. Where such activities have been or shall hereafter be legitimately developed and maintained jointly by nationals of the United States and nationals of other States, explicitly bounded conservation zones may be established under agreements between the United States and such other States; and all fishing activities in such zones shall be subject to regulation and control as provided in such agreements. The right of any State to establish conservation zones off its shores in accordance with the above principles is conceded, provided that corresponding recognition is given to any fishing interests of nationals of the United States which may exist in such areas. The character as high seas of the areas in which such conservation zones are established and the right to their free and unimpeded navigation are in no way thus affected.

トルーマンの二宣言は、同じ日附けて公表されたけれども、二宣言は、それぞれ沿革、目的ならびに対象を異にし、ことに國際法上の基本原則たる海洋自由の原則の適用に關して、著しい差異を持つてゐる。大陸棚に關する宣言は、専ら石油その他の海底地下資源の開發に關するもので、最近の動力源としての石油の世界需要の激増に伴つて、大陸棚の地下資源の踏査開發が行われ、現にカルフォルニア沿岸、メキシコ灣岸などで盛んに海中採鑿が開始されるに

大陸棚と保存水域

たつた事情に起因する。海底石油資源については、テキサス干出地 (Tideland) 事件の如く、米國內に管轄權の紛議が勃發し、すでに米國の緊要な法律問題となつていた。^(註二)これに反して、漁業保存水域の宣言は、水産資源の保全を目的としたもので、アメリカの關心は東北太平洋岸の海域の漁業保存に注がれてきたことから結果したものである。東北太平洋ことにアラスカ沿岸においては、鮭、^(註三)鱒、^(註四)鱈、^(註五)大鱈 (ハリバット)、鰻、鯨、蟹の漁獲が盛んであり、中でも鮭の漁業を米人はその生活問題として重要視している。^(註三)ところが、一九三〇年以來、わが漁船隊がアラスカ沖のプリートル灣に鮭の漁撈に赴いたことから、日米間の爭議を惹起し、そこで問題は兩政府間の交渉に移され、一九三八年三月に暫定取極が成立し、日本側が出漁を自肅することによつて、一應の解決を見た。^(註四)米國の朝野は、公海漁業の規整に熱意を示し、當時の國會はこの件を取り上げ、一九三八年には上院でコーブランド法案が通過し、"大陸棚"を根據にしてベーリング海の獨占を求め、一九三七年には下院でディモンド法案が提出され、アラスカ沿岸で産卵孵化した鮭は合衆國の所有物であるとし、百尋^{フathom}までの水深のベーリング海の沿岸海についての管轄權を主張した。^(註五)ピンガム報告(一九三八年)また領海の擴張を要望した。^(註六)當時シュウエレンバッチ及びアレンの管轄權擴張の提案に對して、國務長官ハルが保證を與えていたことが、保存水域に關するトルーマン宣言の發端となつたと稱せられる。^(註七)そして對日講和のための布石が設けられたのである。

大陸棚の宣言と保存水域の宣言は、別々に發せられたけれども、沿岸國の公海に對する管轄權の擴張という點で同一であるために、兩者の主張の混同を生じ、二者を合併して領海の擴大を主張するものが續出してきた。大陸棚の原理が新しい法理として容認されたとしても、海洋漁業の管轄の問題は直ちに解決することはできない。もともと大

陸棚 continental shelf と大陸棚の上の海域 epicontinental waters は、異つた範疇に屬し、大陸棚は大陸の延長として、陸の法理に従う可能性があるが、大陸棚の上の海域は以前から公海の中に編入され、純粹に海の法理に據るべきものである。しかし、この區別はなか／＼諒解されることは困難である。ここに兩者の主張を併合した各國の單獨宣言が發せられる緣由であるわけである。

石油資源の問題で大陸棚において、合衆國と争う地位にあるメキシコ灣岸の諸國は、いち早く大陸棚に關する布告を發し、一九四五年にはメキシコ、一九四七年にニカラガ、一九四八年にコスタリカ、一九五〇年にホンデユラスとエクアドルが大陸棚及びその上の海域の支配を宣言し、南米のアルゼンティン、チリ、ペルーも同様の步調を執つた。ことに、大陸棚の存否にかかわらず二〇〇哩の専有を主張した國に、チリ、ブルー、コスタリカなどであつた。さらに石油資源で有名なベルシア灣沿岸國の方にも、海底地域及びその上の海洋に對する領有權を主張した國にサウディ・アラビア、パキスタン、ならびにサウディ・アラビアの宣言に追從したアラブ族長國九個が數えられる。^(註八) 今その公布順に表示すれば、次ぎの如くなる。^(註九)

(國別)	(年月日)	(内容)	(手續)
合衆國	一九四五・九・二八	大陸棚と保存水域	大統領の二宣言
メキシコ	〃・一〇・二九	大陸棚及漁業保存	大統領宣言
アルゼンティン	一九四六・一〇・一一	大陸棚及上陸海	大統領布告
ニカラガ	一九四七・五・一	大陸棚	國會で領土編入宣言
チリ	〃・六・二五	大陸棚と沿岸二〇〇哩	大統領宣言

大陸棚と保存水域

一橋論叢 第三十卷 第三號

ペルー	八・一	同	同
ユスタリカ	一九四八・七・二七	同	布告一六
サウディ・アラビア	一九四九・五・二八	ベルシア灣の海と海底	布告
ホンジュラス	一九五〇・三・七	大陸棚	憲法の修正
パキスタン	三・九	一〇〇尋以内の大陸棚	布告
エクアドル	一一・六	大陸棚	立法部布告
ブラジル	一一・八	同	布告二八四〇
韓國	一九五二・一・一八	大陸棚及び漁業保存	大統領宣言

(備考) 右のほかグワテマラ、エル・サルヴァドル、イラン、キューベ、パナマなどが大陸棚に關する宣言を發しているが、詳細は不明である。

右の諸宣言において、單に大陸棚のみの支配の宣言をなすものもあるが、多くは大陸棚とその上の海域をとくに管轄しようと企てる。なかでも一九五二年の韓國の李承晩ラインの宣言は、完全に漁業取締の目的をもつて、大陸棚の理論を借用し、しかも事實上において大陸棚の存在しない日本海方面にかけて竹島の領有まで主張して、廣般圍の閉鎖海を設定し、遠く沿岸から六十浬以上に及ぶ公海上にて、占領當時の産物たるマツカイサー・ライン同様に漁船操業制限區域をそのままに強要しようとしている。いま李承晩宣言を轉載しておかう。^(註一〇)

大統領宣言(一九五二・一・一八)

充分に確立されている諸國際先例に依據し、今後互つて恒久的なるべき必要な保安の要請に促がされて、大韓民國大統領はここに次ぎの宣言を行う。

一、大韓民國政府は、朝鮮半島と韓國領土である島嶼の海岸線に近接する大陸棚に、その深度の如何を問わず國家の利益のために、それら大陸棚の上部、表面及び地下において既知のもしくは、將來發見されるであろうすべての礦物と水産の天然資源を保護し、保全し、利用するために國家の主權を留保し行使する。

二、大韓民國政府は、深度の如何を問わず朝鮮半島と韓國領土である島嶼の海岸に隣接する水域に、以下に示す限界の中では最大限に、上記の水域の表面に、水中に、又は海底にあるすべての種類の天然資源を留保し、保護し、保全し利用するために必要と考えられる國家の主權を留保し、行使し、特に、水産漁撈業については涸渇し易いこの種類の天然資源が、韓國住民の不利益をもたらすように開發し盡されたり、國家の損害となる様に減少又は破壊されたりすることを防ぐために、これを政府の監督下におく。

三、大韓民國政府は、ここに下記の様如く境界線を宣言し保持する。それは大韓民國政府の管轄と管理の下におかれる上記の水域の表面と水中と海底にある天然資源の管理保護の地區を定義し劃定するものであつて、將來出現する新しい發見、研究又は利害關係によりもたらされる情況に應じて變更を受けべきものである。

大韓民國の主權と保護の下におかれる區域は、朝鮮半島と韓國の領土島嶼の海岸線と次の諸線の接續によつてできる限界線との間の水域により構成される。

- (一) 咸鏡北道慶興郡牛岩面高頂から北緯四十二度十五分東經百三十度四十五分の點まで
- (二) 北緯四十二度十五分東經百三十度四十五分の點から北緯三十八度東經百三十二度五十分の點まで
- (三) 北緯三十八度東經百三十二度五十分の點から北緯三十五度東經百三十度の點まで
- (四) 北緯三十五度東經百三十度の點から北緯三十四度四十分東經百二十九度十分の點まで
- (五) 北緯三十四度四十分東經百二十九度十分の點から北緯三十二度東經百二十七度の點まで
- (六) 北緯三十二度東經百二十七度の點から北緯三十二度東經百二十四度の點まで

大陸棚と保存水域

(七) 北緯三十二度東經百二十四度の點から北緯三十九度四十五分東經百二十四度の點まで

(八) 北緯三十九度四十五分東經百二十四度の點から平安北道龍川郡薪島列島馬鞍島西端まで

(九) 馬鞍島西端から韓滿國境の西端と交叉する點まで

四、隣接水域へ主權を及ぼすこの宣言は、公海における航海の自由の諸權利と牴觸するものではない。

李承晩ラインは、完全に大陸棚の理論を誤用したもので、似て非なる、いわば「擬似大陸棚」pseudo-continental shelf の原則を冒稱するものとなさねばならない。朝鮮沿岸の海域には石油の如き地下資源の開發の必要はなく、しかもこれを採鑿する技術も施設も備えていない。専ら漁業獨占の目的をもつて、大陸棚の理論を盗用し、これによつて接續水域 contiguous zone の法理を根據なく廣範圍に擴張しようと試みるものである。されど海洋漁業については、古くから公海自由の原則が適用されていることを忘れてはならない。

(註一) American Journal of International Law, 1946, Vol. 40, Supplement, pp. 45-47.

海洋漁業對策研究會『漁業に關する國際條約・協定集』研究資料第二集(昭和二十五年三月)。

外務省條約局『沿岸水域及び從屬地下に關する研究』昭和二十七年十一月。

(註二) The Year Book of World Affairs, 1952, pp. 341, 361.

(註三) Bingham, Joseph Walker; Report on the International Law of Pacific Coastal Fisheries, 1938.

石神清『アラス・アリュシャン』昭和十七年一四八一―一六二頁。

(註四) 私の「政治及び經濟」國際法學會編『對日平和條約の綜合研究』昭和廿七年下卷第六章一八頁。尙二六頁の註(8)參照。

(註五) Jessup, Philip C.; The Pacific Coast Fishery, American Journal of International Law, Vol. 30, No. 1, 1939,

Jan.

Selak, Charles B.; Recent Development in High Seas Fisheries Jurisdiction under the Presidential Proclamation of 1944, A. J. I. L., Vol. 44, No. 4, 1950, Oct., p. 672.

(註六) Bingham; *op. cit.*

Selak; *op. cit.*, p. 672.

(註七) Allen, Edward W.; The Fishery Proclamation of 1945, A. J. I. L.; Vol. 45, No. 1, 1951, Jan., p. 177.

(註八) 私の「大陸棚の法理」日本比較法研究所発行の『比較法雜誌』昭和二十八年九月發行

Matesco, Nicolas; Vers un nouveau droit international de la mer, 1950,

Lauterpacht, H.; Sovereignty over Submarine Areas, British Year Book of International Law, 1950, pp. 376—383.

Vallat, F. A.; The Continental Shelf, B. Y. I. L. 1946, pp. 333—338.

Young, Richard; Recent Developments with respect to the Continental Shelf, A. J. I. L., Vol. 42, No. 3, 1948, pp. 849—857.

—; The Legal Status of Submarine Areas beneath the High Seas, A. J. I. L., Vol. 45, No. 2, 1951, pp. 225—239.

Selak; *op. cit.*

Green, L. C.; The Continental Shelf, Current Legal Problems, 1951, pp. 71—80.

The International Law Association; Report of the 43rd Conference, Brussels, 1948, pp. 168—206.

(註九) 厚木健「今日の領海問題」『法律のひび』昭和二十八年三月號二四頁。

(註一〇) 「對日平和條約の綜合研究」下卷所載の私の「政治及び經濟」四〇頁。

大陸棚と保存水域

二 海洋の自由と大洋漁業

海洋の自由は國際法の父、フーゴー・グローチウスの『海洋自由論』に始まる。海洋の自由は、主として當時のスペインとポルトガルが世界航路の獨占を主張したことに反抗する議論であるが、初めから漁業の自由をも包含していた。もちろん、一六〇八年にグローチウスが、匿名にて『海洋自由論』を物したのは、一六〇二年に創設されたオランダ東印度會社の印度貿易權を擁護するためであり、マラッカ海峡においてポルトガル船を拿捕したオランダ船長ヘームスカルクの事件を直接の契機としていた。^(註一)しかし、グローチウスは一六二五年の『平戰法論』においては、より総合的な見解を採り、「ローマ帝國との關係で知られていた世界の部分では、最初期からユスチニアヌス帝にいたるまでも、海がたとえ漁業に關してすら、人民によつて先占を通じて取得されることが、萬民法上許されなかつたということを認めねばならない。」(第二卷第三章九)と述べて、海の使用を貿易の外に漁業までも考慮している。またヴォルフは一七四九年の『萬民法論』で、航海と漁業を並べて公海の使用の自由を説いた(一一〇節)。さらにマーカンテリズムの嚮將トーマス・マンが英國の海上權を擁護しようとして、漁業に言及し、グローチウスの海洋自由論を反駁した。マンは一六六四年『外國貿易による英國の富』において、「オランダ人の名譽と力は、英國の近海にて行ふ鯡、鱈及び小鱈の漁撈に基づくものであるとし、イギリス漁船をもつてオランダ漁船を代えることによつて、海上權は増加すると斷じ、オランダ人に英國の海で漁獲する權利を與えうるものは、海洋の自由 mare liberum の著者なるネ

ザーランド人ではなくて、権利の有無は言葉よりも刃によつてより速かに解決されるものである」と主張した。^(註一三)

海洋自由論と海洋閉鎖論との論争は、次第に前者の勝利に歸し、十九世紀には自由貿易の時代となり、グローチウスの名は彼の論敵セルデンを壓倒的に凌駕するにいたつた。すでにスペイン・ポルトガルの世界支配は衰え、ヴェニス・ゼノアの海上権も廢れていた。海上禮式も通過税も廢止された。デンマークがズンド海峽において高率の通過税を徴收することも、長く認められてきたものであるが、遂に一八五七年に至つて國際條約によつて完全に廢毀された。マゼラン海峽もアルゼンティンとチリによつて支配権が主張されていたが、一八八一年兩國間の條約によつて、完全にすべての船舶に開放が保障された。英國も世界的な海上権を確立するや、歴史的な閉鎖海論を完全に止場して、形式的な海上禮式の如き主張を固守することをやめた。一八七八年英國の「領海管轄條令」[Territorial Waters Jurisdiction Act] は、領海の範圍を低潮線から三海里と限定し、明白に英國の傳統的な海洋閉鎖主義を否定した點において、歴史的な立法だと稱しうる。かくして、世界的に海上貿易の自由が確立されるや、外國貿易の論理は、反つて國際法學の分野から離脱して、新らしく經濟學の論究にその地位を讓つていつた。^(註一四)

海洋自由の原則は、初めは通商のために、併せて漁業のために、主張せられたが、十九世紀に入つてからは、貿易のための通行權については、殆んど問題がなくなつた。しかるに、最初第二義的に考えられていた漁業問題が、海洋自由の原則に關連して、重大性を帯びるにいたり、多くの國際漁業協定が成立した。^(註一四) 有名な漁場は、海岸の沖合の淺瀬の展がるところ、換言すれば、大陸棚の上の廣い淺海に見いだされるのが通常である。北海漁場、ニュー・ファウンドランド漁場、アラスカ漁場、カムチャッカ漁場など、海岸から接續する大陸棚の上の淺海に見いだされた魚

大陸棚と保存水域

田である。ニュー・ファウンドランド漁場問題の如く、海岸の施設の利用の紛議もあるが、漁業問題の多くは沿岸國の領海の範圍に關して、公海の地位が問題となつた事件である。すでに漁業資源の保護をはかるためには、領海三海里説は狭きに失すると議論されるにいたり、沿岸國の領海擴張の要求は、漁業保存の必要からしばしば行われた。古くからのドーバー海峡附近の漁業に關する英佛の衝突、アラスカ沖に關する露・英・米を繞る領海論争、北極海に關する露英間の紛議、バルチック海の領海の範圍をめぐるソ連とスウェーデン及びデンマークとの間の紛争、アイスランドとイギリスとの間の管轄權をめぐる紛争、カムチャッカ沖の領海の幅員に關する日本とソ連との間の論争、ノールウェイとイギリスとの間のヒオドルの領海の範圍に關する訴訟など、みな漁業の權益に關係して、當該海域に公海の自由が適用されるか否かの問題である。その中、國際法學上で著名な事件を、とくに取りあげてみよう。北海の漁業は古くから問題であり、海峡の漁業については英佛の紛争が続いてきたが、一八三九年に協定ができて、原則として兩國民は三海里までの領海における排他的漁業權を容認し合つた。北海の漁業取締に關する一般條約は、一八八二年に、英・白・佛・獨の間に締結され、一八八九年、九三年、九四年に増補を見たが、北海における各國の漁業の自由を相互に承認し、公海漁業の取締を國際協定によつて勵行したものである。デンマークは初めは北海の支配を主張していたが、十八世紀となつてグリーンランド及びアイスランドの沖六十七哩の漁業の制限にまで變化し、英・蘭の反對によつて、アイスランドの沖二十哩にまで狭まり、遂に一八七二年の漁業規定にて、通常の三哩説を自發的に採用した。アラスカ漁場については、ロシアが一八二二年に「ベーリング海の臘納獸捕獲禁止の法令」を發布し、その海岸から百イタリア湮(バルトルスの説を踏襲)の距離まで、その管轄權を主張した事件があり、さらにアラスカを

購入した米國が、一八八六年にいたつても、同様の權利を主張して、カナダ船を拿捕した事件が追加された。しかし、前者は英米がロシアに抗議して、一八二四年と一八二五年とに協定を結び、ロシアにも領海の着弾距離説を承認せしめた。また後者については、一八九三年八月十五日にパリにて國際仲裁々判が下され、^(註一六)米國がロシアのベールディング海の獨占支配權を購入し、また沿岸漁族に對して所有權を保有するとの主張が拒否されて、米國の敗訴となり、英國の海洋自由の主張が貫徹した。このパリの仲裁々判の勸告に基づき、一九一一年に英・米・露・日の四國間において北太平洋鹽鮑保護條約が締結された。ロシアは一九〇九年以來十二湮説を採用し、一九一一年になつて漁業問題につき日本に向つてこれを主張した。しかし、太平洋戰爭前まで日本との間では、實際上の取り扱いとして距岸三湮から十二湮までの間では日本漁船は拿捕しないという諒解となつていた。同様の紛擾が、漁業に關連して、英ソ間にも發生したが、一九三〇年五月二十二日に英ソ間に暫定協定ができ、低潮線から三湮から十二湮までの間では英國船は漁撈ができることをソ連側が承認した。^(註一七)

以上によつて、海洋自由の原則が、海洋漁業に古くから適用されており、ことに十九世紀以來は、海洋貿易や戰時中立の問題よりも寧ろ漁業事件について、この原則が活用されてきたことが諒解される。ブルンチュリイは、公海において漁撈のための航行はすべての國と人に對して完全に自由であるとし、フィオレは、公海における漁業の權利は人類の自然權であると考えねばならぬと言ひ、いかなる國家も領海を超えて排他的な漁撈權を主張することはできな^(註一八)いと斷じた。さらにフォルクは、公海における漁業は一國の管轄權の對象とならず、漁撈の利益は共通であり、い^(註一九)かなる國家もかかる漁撈から他國を排除してはならないと明言してゐる。一九二七年、國際法學會 Institut de droit

international は、公海の地位について宣言し、左の如く漁業の自由を言及することを忘れていない。すなわち、「公海の自由の原則は、次ぎのことを容認する。(一) 反対の條約のない場合には、船舶の旗國の排他的な管轄權のもとに、公海における航行の自由。(二) 同様の條約のもとにする公海における漁業の自由。(三) 海底電線の敷設の自由。(四) 公海の上空における航空の自由。」と海洋自由の利用内容を明示したのである。^(註110)

(註111) 海洋自由論と外國貿易との關係については、私の『海洋自由論と世界經濟』、『一橋論叢』昭和二十五年十月號。

(註112) Thomas Mun; England's Treasure By Foreign Trade, 1664. Chap. 19.

(註113) ノットー Jonkheer P. R. Feith を我が大體國の意見を註してある。

The International Law Association; Report of the Forty-Third Conference, Brussels, 1948. p. 192.

(註114) Fulton, T. W.; The Sovereignty of the Sea, 1911, p. 604.

(註115) Colombos, C. J.; Territorial Waters, Grotius, Society, Vol. 9, Problems of Peace and War, 1924, p. 97.

Butler, G. & Maccoby, S.; The Development of International Law, 1928, p. 53—58.

(註116) Stowell, E. C. & Munro, H. F.; International Cases Vol. 1, 1916, p. 177—202.

Moore, J. B.; International Arbitration, 1898, Vol. 1 pp. 755—961.

Hall, W. E.; A Treatise on International Law, 8th ed., 1924, p. 186.

(註117) Naval War College; International Law Situations, 1937, p. 100.

(註118) Bluntschli, J. C.; Das moderne Völkerrecht der civilisirten Staaten, 1872, § 307, S. 184.

Borchard, E. W.; Fiore's International Law codified and its legal sanction, 1918, p. 404.

(註119) Foulke, R. R.; A Treatise on International Law, 1920, Vol. I, § 300, p. 368.

(註二〇) Institut de droit international, ann, t. XXXIII p. 261—269.

Gidel G.; Le droit international public de la mer, tome I, 1932, p. 224.

三 公正な國際漁撈基準の必要

十九世紀まで殆んど無盡藏だと考えられていた海洋資源も、漁撈技術の發達ことに母船式の船團漁船の活躍によつて、次第に涸渴を告げるにいたつた。海洋自由の原則によつて、各國の放縱な漁獲に放任するならば、世界の水産資源もいつかは拂底の危険に立ちいたらねばならない。孟子が梁の惠王に説いた食糧政策の一つに、「數罟(目の細い網)洿池(天然の池及び人口の池)に入ラザレバ、魚鼈食フニ勝フ可ラズ。」と言つたが、魚族保護の理は、海洋においても、陸水におけると同様である。海洋においても、漁獲を制限して、水族の蕃殖をはからねばならない。世界的に濫獲を進めてゆく限り、最後にきたる結果は悲しむべき缺乏であらう。各國は、もちろん、その國內法を整備して、その沿岸漁業の濫獲制限を勵行し始めたが、その權限は領海の限度にとどまつて、公海における外國船には及びえない。ここに水産資源の完全な保存を期するためには、領海の幅員を擴張することが必然となつてくる。ここで、關稅、財政又は衛生の取締の侵反を防ぐために發達した「接續水域」contiguous zoneの法理などが、漁業にまで擴大されて、領海三海里説の缺點の補強が試みられる現狀となつた。

大陸棚の理論は、石油などの地下資源の開發を目的としたものであるが、沿岸國の公海への管轄權の行使の主張を轉用して、漁族保存水域の法理までが案出されたことは前述した通りである。しかし、大陸棚の理論と保存水域の理

大陸棚と保存水域

論とは、兩者完全に區別すべきもので、海の法則の支配する保存水域に、一方的に沿岸國の管轄權を擴大することは認めがたい。海洋の自由は、稀れによく確立した一般國際法上の原則であつて、簡単にこれを破壊して、國際的無秩序を招來することは嚴に戒めなければならない。沿岸海の幅員については、一九三〇年の國際連盟國際法典會議にあつても、議論の一致を見ず、今日ではさらに三海里説を採用する國の數は減小した様子である。一九五二年國際法委員會の第四會議にあつて報告者フランスの六海里説を原案として、領海幅員の問題を討議したところ、ラウターバハトのみが嚴格に三海里説を主張したに過ぎなかつた。(註二)しかし、公海の國際公域説を採用して海洋の自由を固守するセル教授の如きがあり、エル・サルヴァドルの二〇〇海里の如き主張には、委員が擧げて反對しており、今日といえども、三海里説が領海決定の一應の國際基準となつてゐることは、一九五二年四月四日付の同委員會の報告として發表された一覽表からも推論できるであらう。(註三)従つて今日といえども、沿岸海の幅を一方的に擴張する企圖には、簡単に賛成しがたいところである。

國際報告による領海の範圍

種類	距離		内譯	國別	備考
	數	數			
三マイル及 その範圍	二二	一八	三マイル	濠、白、伯、加、セイロン、中國、グ リンランド、日、獨、インドネシア、イ スラエル、日、蘭、ペルー、波、南阿、 英、米、ヴェネズエラ	

大陸棚と保存水域

不明	その他					十二マイル 及その範囲		四マイル及 その範囲		六マイル			
六	五					六		七		二			
	二〇〇マイル	五〇キロ	九マイル	一二キロ	五マイル	三リーグ	一二マイル	一リーグ	四マイル		不明	一リーグ	
	一	一	一	一	一	一	五	四	三		三	一	
ニカラグワ、パキスタン	エル・サルヴァドル	チリー	メキシコ	ホンデュラス	ウルグアイ	ドミニカ	ブルガリア、エクアドル、グワテマラ、 ルーマニア、ソ連	アルゼンティン、デンマーク、リベリ ア、ノルウェー	フィンランド、アイスランド、スウェ ーデン	アラビア、西、土、ユーゴ	コロンビア、キューバ、エジプト、ギ リシャ、イラン、伊、葡、サウディ、	佛、アイルランド、パナマ	インド
外にフランス、アイルラ ンド、パナマが國連報告 では明示されていないが 三マイルと推定						一リーグ四マイルとして		北歐の場合は一リーグ四 マイル			三マイルと推定	一リーグは三マイルとす る。	

漁業保存の目的のためには、現在の領海制度が不充分であつても、ただちに大陸棚の原理を冒襲して、沿岸國が單獨にて管轄權を擴大することは國際法上許しがたい。どこまでも、現在の國際法の許すわくの中にて、問題を處理してゆかねばならぬと考ふる。しかも、この問題は、けつきよく、個別的又は一般的な國際協定の締結とならねばなるまい。國際委員會の一九五一年の「大陸棚並に關連問題についての條文案」Draft Articles on the Continental Shelf and related subjects の第二編に海洋資源の規定を置き、保存水域を一方的に設定しうる場合を認め、トルーマン宣言の方式を採用しているが、必ずしも現實國際法の法典化としては容認しがたい。ただし、立法論としては、海洋資源の國際調査を主張した第一條とともに、まず合理的な提案としてよからう。

國際法委員會の條文案

海洋の資源

第一條・自國民が公海において漁業に従事する國家は、酒濁から資源を保存するため、當該區域における漁業活動を規制し統制することができる。數カ國が一つの區域で漁業に従事しておるときは、このような措置はこれ等の諸國によつて協同してとられるべきであり、もし單に一國の國民がその區域で従事するときは、その國がその區域でこのような措置をとることができる。區域の一部が沿岸國の領水から一〇〇浬以内にあるときは、自國民がその區域で漁業を行つていなくとも沿岸國は如何なる規則制度にも平等の立場で参加する資格を與えられる。しかし、如何なる場合でも、漁業活動に従事することを希望する他國の國民に對して區域が閉鎖されることはない。

Article 1

States whose nationals are engaged in fishing in any area of the high seas may regulate and control fishing ac-

ivities in such area for the purpose of preserving its resources from extermination. If the nationals of several states are thus engaged in an area, such measures shall be taken by those states in concert; if the nationals of only one state are thus engaged in a given area, that state may take such measures in the area. If any part of an area is situated within 100 miles of the territorial waters of a Coastal state, that state is entitled to take part on an equal footing in any system of regulation, even though its nationals do not carry on fishing in the area. In no circumstances, however, may an area be closed to nationals of other states wishing to engage in fishing activities.

第二條 世界の漁業及びこれを開發する方法に關する繼續的調査を行うため恒久的國際機關に權限を與へべきである。このよつた機關には、また、關係國間において協定することのできない特別な區域で國民が漁業に従事している諸國によつて行われべき保存措置のための規則を制定する權限を與へられべきである。

Article 2

Competence should be conferred on a permanent international body to conduct continuous investigations of the world's fisheries and the methods employed in exploiting them. Such body should also be empowered to make regulations for conservatory measures to be applied by the states whose nationals are engaged in fishing in any particular area where the states concerned are unable to agree amongst themselves.

漁族の保存は、世界的な問題であるから、これを沿岸國のみに一任すべきではなく、從つて沿岸國の權限の擴大と
 いう方向によつて解決さるべきではあるまい。すでに、國際捕鯨取締條約^(註二)(一九四六年)の締結をみ、國際機關によ
 る一般的な取締方式が着々實現してある今日において、國際連合食糧農業機關(F. A. O.)の如き國際機構が海洋資
 源の保全の方法確立につき、最大の努力を拂うべきではなからうか。とにかくに、右の國際機關は海洋魚族の實態と

大陸棚と保存水域

その蕃殖保護の方法をまず調査研究すべきである。ことに、各魚種に互つて、最適最高の漁獲高を決定することが緊要である。濫獲を制限するとともに、不充分漁獲によつて無駄となる部分の生ずることも防止して、持續された漁獲度を保持せねばならない。漁業の對象となる魚の数を年々最高の收獲がえられる水準に維持する目的で、世界の公海の各漁業を管理する可能性を充分に吟味せねばならぬ。これが今後の海洋漁業に關する國際立法の基準となるべきこととは疑いを容れない。吾人は、沿岸國によつて一方的に設けられる保存水域よりも、かかる國際機關によつて定めうる公正な海洋漁撈基準の適用を、世界秩序の發展の見地から要望した^(註二四)。

(註二一) Report of the International Law Commission, Covering its 4th Session, 1952.

(註二二) 川上健三「領海の範圍に關する最近の傾向」『國際漁業資料』昭和二十七年九月第一〇號。

厚木健「今日の領海問題」『法律のひろば』昭和二十八年三月號。

(註二三) 外務省・農林省『國際捕鯨取締條約の説明書』

前田敬治郎・寺岡義郎著『捕鯨附日本の遠洋漁業』日本捕鯨協會發行昭和二十七年十一月第五章第二節。

(註二四) 私の「海洋資源の門戸開放」讀賣新聞昭和二十七年十二月二十三日。

W. M. Chapman, "Management of Marine Resources," address made before the Fishing Industry Conference of Maine at Rockland, Maine, Aug. 5, 1949.

ウイルバート・エム・チャプマンの論文は一九四九年一月の國務省ブレティンに掲載された。海洋漁業對策研究會から、研究資料第四集(昭和二十五年六月)『公海漁業に關する米國の政策』として譯出された。